

## 令和6年度中核コンテンツ候補調査業務委託仕様書

### 1 委託業務名

令和6年度中核コンテンツ候補調査業務

### 2 委託目的

観光分野における本県のステージを抜本的に高めていくには、サイクリングに次ぐ中核コンテンツが必要であることから、その創出に向けて候補となるポテンシャルの高い「素材」（地域住民や関係者もそのポテンシャルに気づいていない素材含む）を洗い出すことを目的とする。

### 3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

### 4 委託料（上限）

1,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 5 素材選定の考え方（評価項目）

- （1）中核コンテンツの候補となる素材は、次の①～⑥の観点で洗い出すものとする。その他に、提案者において素材選定に効果的と考える観点があれば提案すること。
- ①観光として誘客のポテンシャルが高い（現状それほど発揮できていないもの含む）。
  - ②好む人の裾野が広い、又は、趣味やレジャーとして人口が多い。
  - ③他県よりアドバンテージがある、又は、真似できない環境がある。
  - ④県内消費効果が高い、又は、観光業以外にも波及効果が大い。
  - ⑤東予南予への波及効果が大い、特に南予への効果が大い。
  - ⑥インバウンド向け展開、ワーケーション・移住など様々な派生が期待できる。

### 6 業務内容

- （1）中核コンテンツとなり得る素材の洗い出し
- ・中核コンテンツとなり得る素材について、県内各地の素材を調査・分析し、上記5の評価項目ごとに評価した上で、3件以上の素材を洗い出すこと。
  - ・洗い出した素材について、当該素材が中核コンテンツとなった場合の将来像（主な利用者や利用方法等）を明示すること。
  - ・令和7年2月21日（金）までに報告書にまとめて提出すること。
  - ・素材の洗い出しに当たっては発注者と協議のうえ進めること。
- （2）産学の知見者への説明対応等
- ・洗い出した素材は、産学の知見者の意見を踏まえて更に絞り込むことから、会議等の際には同席し、素材の説明や質疑に必要なに応じて対応すること。
- （3）産学の知見者の意見を踏まえた追加調査
- ・（2）の知見者の意見を踏まえ、必要なに応じて、追加調査とその評価を行うこと。
  - ・追加調査・分析を踏まえて、最終報告書（実績報告書）を作成すること。

#### (4) 進捗状況等の報告

- ・本業務の進捗状況について、定期的に協議等の場を設け、報告を行い、円滑に業務を遂行すること。また、(1)の発注者との協議で出た課題等の管理や(2)の説明対応等も含めた協議等の議事録作成は受託者が行うこと。

### 7 K P I

中核コンテンツとなり得る十分なポテンシャルがあると認められる素材 3件以上

### 8 成果品の提出

- (1) ここで示す成果品は、チューブファイルにファイリングした紙媒体1式と、CD又はDVDに格納したMicrosoft Word、Excel、PowerPoint形式又はPDF形式による電子ファイルを提出すること。

#### ○提出物

No	納品物	内容
1	事業計画書	業務の目的、体制、連絡先、実施内容、実施計画の行程スケジュール等からなるもの
2	報告書	6(1)で作成する報告書
3	最終報告書(実績報告書)	6(3)で作成する最終報告書
4	議事録等	6(4)で作成する議事録及び課題管理表

- (2) 全てウイルス対策ソフトにより検査した上で、納品すること。
- (3) 納品物がウイルスに感染していることにより、発注者又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、信頼回復、原状回復及びその他賠償等について対応すること。

### 9 著作権等の留意事項

#### (1) 著作権等の取り扱い

本業務における著作権の取扱いについては、本業務委託契約書に定める規定によるほか、以下のとおりとする。

##### ①作成された成果物等の取扱い

本業務により作成された成果物等の著作権は、発注者に属するものとし、受託者は、成果物等が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物等に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。また、成果物等に誤りや不備が発見された場合は、委託期間終了後であっても受託者の責任において無償で訂正、補償等を行うものとする。

##### ②著作者人格権の行使

受託者は、成果物等に係る著作者人格権を行使するときにおいても、発注者及び発注者の指定する者に対して、これを行わないものとする。

##### ③受託者が既に著作権を保有している成果物等の取扱い

成果物等の中に既に受託者が著作権を保有している著作物が含まれている場合は、当該著作物の著作権は、なお、受託者に帰属するものとする。

#### (2) 業務の再委託

- ・契約に当たり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する

場合について、発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。その場合、事前に再委託範囲及び再委託先を提示し承認を得ること。

- ・再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受託者の責任において解決すること。
- ・受託者は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。再委託範囲に個人情報の取扱いが含まれるときは、再委託先との間で個人情報に関する適切な体制を確保すること。

#### 10 その他留意事項

- (1) 受託者は、業務の実施に当たり、個人情報の保護に関する法律、愛媛県会計規則その他関係法令・条例等を遵守しなければならない。
- (2) 適正かつ円滑に本業務を実施するため、発注者と受託者は密接な連絡をとり、本業務の実施にあたり不明な点、または疑義が生じた場合は、速やかに双方が打合せを行うものとする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び不明な点等については、その都度、双方で協議するものとする。ただし、定めのない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。
- (4) 本業務の実施に要した経費は、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理するとともに、常にその収支の状況を明らかにし、本業務の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間、これらを保管しなければならない。
- (5) 本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。